

特定福祉用具販売に係る重要事項説明書

1 サービス提供に係る事業者について

事業者名称	株式会社グッド・ナル
代表者（役職・氏名）	代表取締役 成瀬和久
本社所在地 (連絡先・電話番号等)	〒516-0005 伊勢市竹々鼻町 373 TEL 0596-63-6950
法人設立年月日	平成 26 年 1 月 27 日

2 利用者に対してサービスを提供する指定事業所について

（1）事業所の所在

事業所名称	グッド・ナル
介護保険指定 事業所番号	2470802212
事業所所在地	〒516-0005 伊勢市竹々鼻町 373
連絡先	TEL 0596-63-6950
通常の事業の 実施地域	伊勢市・松阪市・鳥羽市・志摩市・津市・度会郡・多気郡

（2）事業の目的及び運営の方針

事業の目的	グッド・ナルが行う特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売のことの適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員が要介護及び要支援状態にある高齢者に対し、適正な特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売を提供することを目的とする。
運営の方針	事業所の専門相談員は、要介護者等がその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取り付け、調整等を行う。要支援にある利用者に対しては、介護予防福祉用具の販売をすることにより、利用者の心身機能の維持向上を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。

（3）事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月～金 (左記のうち、年末年始・祝日は休業させて頂きます。)
営業時間	9:00～18:00

（4）事業所の職員体制

管理者	成瀬和久			
	常勤（人数）		非常勤（人数）	
管理者	専従	兼任	専従	兼任
福祉用具 専門相談員	1 名	0 名	0 名	0 名
	7 名	0 名	0 名	0 名

(5) 福祉用具の取扱い種目

- | | |
|-------------------|-----------------|
| ■ 腰掛便座 | ■ 入浴補助用具 ※1 |
| ■ 自動排泄処理装置の交換可能部品 | ■ 簡易浴槽 |
| ■ 排泄予測支援機器 | ■ 移動用リフトのつり具の部分 |
| ■ 固定用スロープ | ■ 歩行器（歩行車を除く） |
| ■ 単点杖（松葉づえを除く） | ■ 多点杖 |

※1 …入浴補助用具とは、以下の①～⑦です。

- ① 入浴用椅子 ② 浴槽用手すり ③ 浴槽内椅子 ④ 入浴台
② 浴槽内すのこ ⑥ 浴室内すのこ ⑦ 入浴用介助ベルト

3 提供するサービスの内容及び費用等について

(1) 特定福祉用具販売計画の作成

利用者の日常生活や心身の状態及び希望を踏まえ、サービス計画の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成します。

なお、既に利用者の居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画）が作成差されている場合は、その内容に沿って当該計画を作成します。

特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容を利用者に説明し、同意を得たうえで、交付します

(2) 購入費用

特定福祉用具の購入にかかる「利用者負担金（介護保険が適用された場合）」は、請求書に記載されている料金（以下、購入費という。）によるものとし、原則、購入費の1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）の額となります。

購入費と利用者負担金の差額については、市町村の窓口等へ申請することで、被保険者もしくは指定福祉用具販売事業所に後日支給されます。

介護保険を適用する上で利用可能な購入費の上限は、毎年4月1日～3月31日の12カ月間で10万円までとなっており、超過分の購入費については全額（10割）ご負担いただきます。また同一年度内において、介護保険を適用し購入済みの種目を「再度」購入する場合は、原則、支給を受けられませんのでご注意ください。

4 前項に定めるもののほか、その他費用として次の支払いを受けるものとする。

(1) その他費用

- ① 納品場所までにフェリー代金、通行料、駐車料金が必要な場合は実費を頂きます。
② 搬入・搬出に重機等の機器が必要な場合はその実費を頂きます。
③ 通常の実施地域外で自動車等を使用した場合の交通費は、経路1キロメートル当たり10円を頂きます。
④ その他の費用として、支払いに同意する旨の署名（記名押印）を受けるものとします。

(2) お支払い方法

お支払いにつきましては、原則商品と引き換えとさせて頂きます。お振込みをご希望の場合は、手数料はお客様負担となります。ご了承下さい。

5 衛生管理等について

- (1) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
(2) 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。

6 身分証携行義務

(1) サービスを提供する従業者は常に身分証を携行し、利用者又は利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

7 事故発生時の対応について

- (1) 利用者に対する特定福祉用具販売に係るサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、担当の介護支援相談員（又は地域包括支援センター）に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対する特定福祉用具販売に係るサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- (3) 事故が生じた際には、その原因を究明し再発防止の対策を講じます。

8 苦情などの相談窓口について

- (1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の以下の窓口でお受けします。

事務所相談窓口 0596-63-6956 当事務所内相談室

- (2) サービス提供に関する苦情や相談、下記の機関にも申し立てることができます。

国民健康保険（団体連合会の苦情相談窓口） 059-213-6500

伊勢市 0596-21-5560 玉城町 0596-63-5461

明和町 0596-63-5461 鳥羽市 0599-25-1186

志摩市 0599-44-0284 度会町 0596-62-1186

南伊勢町 0599-66-1709

松阪市 0598-53-4089 津市 059-229-3149

9 秘密の保持、個人情報と利用目的と取り扱い

(1) 当事業所は、サービスを提供するうえで知りえた利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者または第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、第三者に漏らすことはありません。

(2) あらかじめ文章により利用者及びその家族から同意を得た場合は、前項にかかわらず、情報を提供することができます。

(3) 利用者の個人情報の取扱いについては個人情報保護法を遵守し、個人情報を用いる場合は事業者が定める個人情報保護に関する規定に従い、対応します。

なお、利用者の家族の個人情報についても同様です。

(4) 利用者及び利用者の家族の個人情報を使用する期間はサービス利用契約期間とします。

10 虐待の防止のための取組について

- (1) 虐待防止に関する責任者は、以下の者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 成瀬和久

(2) 虐待の防止のための指針を整備するとともに、そのための対策を行う検討委員会、従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的に開催しています。

(3) 虐待等に関する利用者及びその家族からの相談に対応するとともに、虐待等が明らかになった場合は速やかに市町村の窓口に通報します。

11 サービスの提供内容に係る記録・保管

(1) サービスを提供した際はサービスの内容等を記録します。また利用者からの申し出があった場合は当該情報を利用者に対して提供します。

(2) サービス提供に係る記録を契約終了後2年間保管し、利用者の求めに応じて閲覧させ、又は複写物を交付します。ただし、複写に関しては、利用者に対し、実費相当額を請求できるものとします。

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記の通り重要事項を説明しました。

事業所

事業者（法人）名 株式会社 グッド・ナル

代表者職・氏名 代表取締役 成瀬和久

説明者・氏名

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

また9に記載している個人情報の使用についても、同意します。

利用者

氏名

（継柄）代理人氏名